

平成18年12月 6日

関係各位

ひたちなか市役所管財契約課

建設工事及び設計等委託業務の入札制度の改正について

このことについて、以下のとおり改正しますので、ご了承ください。

改正内容

1 競争入札における指名業者の事後公表について

現在、指名業者の称号又は名称を入札執行前に公表しておりますが、平成19年1月1日以降の発注分については、入札執行後に入札（見積）書取書にて公表します。（2者以上で行う見積合せについても同様です。）

2 予定価格の公表について

指名通知書に直接記載し公表します。

3 指名通知書の受領について

電話で受領日時を連絡します。なお、指名通知受取簿は廃止します。

4 設計図書等の貸出方法について

指名通知書の受領時に貸出します。返却方法については、貸出日当日の5時までに閲覧所の設計図書等返却箱に返却してください。なお、設計図書貸与簿は廃止します。

平成19年1月1日以降発注する事案から適用されます。

| |
|--|
| 問 い 合 わ せ 先 |
| ひたちなか市役所財務部管財契約課契約係 ひたちなか市東石川2 10 1 電話 029-273-0111 内線 1234 ~ 1237 |